

身体拘束等の適正化のための指針

《当施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方》

1. 合同会社グローリー（以下「事業者」という）は、入居者・利用者に生きがいと安心、安全を提供するという使命感を常に自覚して、入居者・利用者の尊厳を守り、入居者・利用者本位の生活の支援に努めます。
2. 事業者は身体拘束防止に関し、次の方針を定め、全ての従業者に周知徹底します。
 - (1) 身体拘束は廃止すべきものである
 - (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する
 - (3) 安易に「やむを得ない」という判断で、身体拘束を行わない
 - (4) 身体拘束を許容する考え方はしない
 - (5) 全員の強い意思でケアの本質を考える事にチャレンジする
 - (6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない
 - (7) 入居者・利用者の人権を最優先に考える
 - (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ
 - (9) 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる
 - (10) どうしてもやむを得ない場合、入居者・利用者および家族に丁寧に説明を行い、身体拘束を行う事とする
 - (11) やむを得ず身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す

《身体拘束適正化における施設内の組織に関する事項》

1. 事業者は、身体拘束を適正化することを目的として、「リスク・防災担当班（身体拘束適正委員会）」を設置します。
2. 「リスク・防災担当班」は身体拘束適正化に向けた話し合いを、定期職員会議の中で3か月に1回程度開催し、次の事を協議します。
 - (1) 発生した身体拘束について、適切な手続き方法で行われているかを確認する。
 - (2) 虐待または身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討および対策を講じる。
 - (3) 事業者の年間研修計画に沿った研修および必要な教育の実施状況を確認する。
 - (4) 日常的にケアの状況を把握し、入居者・利用者に対し、人権を尊重した適切なケアが行われているか確認する。
3. 「リスク・防災担当班（身体拘束適正委員会）」委員は、管理者・計画作成担当者・看護職員・職員会議において指名された従業者で構成します。

《身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針》

1. 事業者は、年間研修計画に沿って、「人権及び虐待・身体拘束防止研修」等の研修を実施します。
 - (1) 新人職員採用時には入社時研修の際に「人権及び虐待・身体拘束防止研修」を実施します。
 - (2) 現任者においても年1回は「人権及び虐待・身体拘束防止研修」の研修を実施します。
 - (3) その他、事業所管理者が必要と認めた場合は随時実施します。

《施設内で発生した身体拘束の報告方法等のための方策に関する基本方針》

1. サービスの提供にあたっては、入居者・利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他、入居者・利用者の行動を制限する行為を行いません。

(1) 介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないようにベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開く事の出来ない居室等に隔離させる。

(2) 身体拘束を行わずにケアを行うための3つの原則

①身体拘束を誘発する原因を探り、除去する。

身体拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。入居者や利用者ではなく、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

②以下の5つの基本的なケアを実行し、転倒しやすい状況にしないことが重要である。

(I)起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのでわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

(II)食べる

食べることによって人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

(III)排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、オムツを使用している人については随時交換が重要である。オムツに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「オムツいじり」などの行為につながるようになる。

(IV)清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であれば、かゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚の清潔を保つことで本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

(V) 活動する（アクティビティ）

入居者・利用者の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽・工芸・園芸・ゲーム・体操・家事・ペット・テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

《身体拘束発生時の対応に関する基本方針》

1. 身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記に示す運用によるものとします。

介護保険指定基準上、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められています。ただし、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限られます。※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処出来ないような、一時的に突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」として身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

(1) 3つの要件を全て満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを委員会等で検討、確認し記録しておく。

- ①切迫性・・・利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用者本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い事を確認する必要がある。
- ②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。
- ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
「一時性」を判断する場合には、ご利用者本人の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(2) 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる。

仮に3つの要件を満たす場合にも以下の点に留意すべきである。

- ①「緊急やむを得ない場合」に該当するかの判断は、管理者、計画作成担当者、その他従業員の合意のもとに行う。委員会において議題として上げて協議するものとし、基本的に個人的判断で

行わない。

- ② 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明は管理者もしくはそれに準ずる者で行う。仮に事前に身体拘束について事業所としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に確認を行う。
- ③ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当かどうかを常に観察、再検討し、必要に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には実際に身体拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

(3) 身体拘束に関する記録が義務付けられている。

- ① 緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- ② 緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、利用者および家族等に報告し、記録する。
- ③ 具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を使用する。記録には日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに随時その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報共有する。また、この記録は行政の指導、監査においてもきちんと整備し、必要に応じて閲覧できるようにする。
- ④ 各記録は、利用者が退去等でサービスが終了した日から5年間保管する。

《入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針》

1. 当該指針は、事業所内に常設等するとともに、利用者および家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにします。

《その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針》

1. 身体拘束をしないサービスを提供していくために介護サービス提供に関わる職員全体で、以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組みます。
 - ① マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
 - ② 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束を行っていないか。
 - ③ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで安易に身体拘束を行っていないか。
 - ④ 認知症高齢者であるということで、安易に身体拘束を行っていないか。
 - ⑤ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。
2. 身体拘束をきっかけに「よりよいケア」の実現を目指します。

「言葉による拘束（スピーチロック）」にも配慮して、利用者本位のまごころと優しさのこもった「よりよいケア」を実現します。